

鳥取県青少年健全育成条例施行規則

- 制定 昭和五十六年三月二十四日 規則第十二号  
 改正 平成四年三月三十一日 規則第二十一号  
 平成七年十月十一日 規則第七十五号  
 平成九年二月四日 規則第二号  
 平成九年三月二十八日 規則第二十一号  
 平成十年三月二十四日 規則第十一号  
 平成十年十一月二十七日 規則第四十五号  
 平成十一年十一月二十六日 規則第六十九号  
 平成十三年三月三十日 規則第二十一号  
 平成十四年三月八日 規則第六号  
 平成十七年三月三十一日 規則第三十六号  
 平成二十年三月二十八日 規則第二十七号

(趣旨)

第一条 この規則は、鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号、以下「条例」という。)の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(青少年健全育成協力員)

第三条 知事は、次に掲げる活動を行うため、条例第九条の二の規定に基づき、青少年健全育成協力員(以下「健全育成協力員」という。)を置く。

- (一) 次に掲げる事項の実態の把握(条例の施行のために必要な範囲に限る。この項において同じ。)を行うこと。
- ア 条例第十一条第二項に定める興行の観覧
- イ 条例第十一条第三項に定める広告物の表示又は頒布
- ウ 条例第十一条第四項に定めるがん具刃物類の販売、頒布、貸付け又は交換
- エ 条例第十一条第二項に定める図書類の陳列場所
- オ 条例第十二条に定める自動販売機等への収納又は自動販売機等による販売又は貸付け
- カ 条例第十二条の二第一項から第六項までに定めるインターネット利用環境
- キ 条例第十七条に定める自動販売機等への収納又は自動販売機等からの除去
- ク 条例第十八条から第二十一条の三までに定める青少年に對する不健全な行為
- (二) 条例に違反していると健全育成協力員が認める実態の把握を行ったときは、県へ報告すること。
- (三) 青少年の健全な育成に關して、市町村その他関係機関

との連絡調整を行うこと。

(四) その他青少年の健全な育成に關する活動を行うこと。

2 健全育成協力員は、前項の活動に当たって、条例第十一条の二第二項の規定による図書類の販売等を業とする者に対する助言又は指導を行つてはならない。

3 健全育成協力員は、次のいずれにも該当する者で、市町村又は青少年の健全育成活動若しくは非行防止若しくは犯罪防止のための活動を地域において行う団体(以下この項において「団体」という。)から推薦があつたもののうちから、知事が委嘱する。(一) 推薦を行う市町村又は団体が活動を行う地域に居住していること。

(二) 健全育成協力員制度の趣旨を理解して、第一項に掲げる活動を遂行することができること。

4 健全育成協力員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

5 健全育成協力員が次のいずれかに該当するときは、知事は、委嘱を取り消すものとする。

- (一) 職務の遂行ができないと知事が認めるとき。
- (二) 辞退の申出があつたとき。
- (三) その他知事が委嘱を取り消す必要があると認めるとき。

6 健全育成協力員は、様式第一号による身分証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

7 この規則に定めるもののほか、健全育成協力員に關し必要な事項は、知事が別に定める。

(衛生用品)

第四条 条例第十二条第三項の規則で定めるものは、コンドーム、避妊用具及び性具とする。

(フィルタリングの機能の基準)

第五条 条例第十二条の二第一項の規則で定める基準は、次に掲げるもののいずれについても、文字、音声若しくは映像の全部又は一部の受信を防止することが選択できる機能を有するものであることとする。

- (一) 全裸若しくは半裸の状態での卑わいな姿態又は性行為、わいせつ行為若しくは性欲に基づく変態的行為を表現するものその他性欲を興奮させ若しくは刺激するもの
- (二) 殺人、傷害、暴行その他の反社会的行為の準備、実行行為の場面、手段又は経過を表現するものその他粗暴性若しくは残虐性を誘発し、又は助長するおそれのあるもの
- (三) 自殺を賛美し、若しくは容認して自殺を勧め、若しくは唆し、自殺の手段若しくは方法を教示し、又は不特定多数の者に集団による自殺の相手方を募集するものその他自殺を誘発するおそれのあるもの

(改善事項報告書)

第六条 条例第十二条の二第七項の改善事項報告書は、様式第一号のとおりとする。

(図書類又はがん具刃物類の自動販売機等の設置の届出等)

第七条 条例第十二条の三第一項の規定による図書類又はがん具刃物類の自動販売機等の設置の届出は、様式第三号による設置届に様式第四号による自動販売機等管理者就任承諾書を添付して提出することにより行うものとする。

2 条例第十二条の三第二項の規定による変更の届出は、様式第五号による変更届を提出して行うものとする。

3 条例第十二条の三第三項の規定による廃止の届出は、様式第六号による廃止届を提出して行うものとする。

4 条例第十二条の三第三項の規則で定める表示票は、様式第七号によるものとする。

5 条例第十二条の三第五項の規定による表示票の再交付の申請は、様式第八号による表示票の再交付申請書を提出して行うものとする。

(有害図書類の指定の基準)

第八条 条例第十三条第一項第一号の規則で定める基準は、全体的な内容が人の尊厳を損なうような表現により性を興味本位に取り扱つことを主眼としておりと認められるもので、次の各号のいずれかに該当するものであることとする。

- (一) 肉体の全部又はその大部分を、露出し、又は透かし、かつ、著しく卑わいに表現しているもの
- (二) 性行為、わいせつ行為又は性欲に基づく変態的行為を具體的かつ露骨に表現しているもの
- (三) せりふ、説明、発声、歌曲等若しくは卑わいな表現を用いているもの
- (四) その他素材、表現等が前二号のいずれかと同程度以上に青少年の性的感情を刺激するおそれのあるもの

2 条例第十三条第一項第二号の規則で定める基準は、全体的な内容が生命の尊厳を損なうような表現により殺人、暴力等を興味本位に取り扱つことを主眼としておりと認められるもので、次の各号のいずれかに該当するものであることとする。

- (一) 殺人、傷害、暴行、拷問、処刑等の行為又は場面を露骨に表現しているもの
- (二) 殺人、強盗、傷害、暴行その他の反社会的行為の準備又は実行行為の手段又は経過を詳細かつ著しく刺激的に表現しているもの
- (三) その他素材、表現等が前二号のいずれかと同程度以上に青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長するおそれのあるもの

(有害図書類とする図書類の内容)

第九条 条例第十三条第四項第一号の規則で定める写真又は絵は、

次の各号のいずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した絵とする。

(一) 全裸又は半裸の状態での卑わいな態度であつて、次のいずれかに該当するもの(性器等、性器及び肛門並びにこれらの周辺部をいう。以下同じ。)を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。

ア 女性の大たい部を開いた姿勢

イ 性器等又はでん部を誇示した姿勢

ウ 自慰の姿勢

エ 女性の排せつの姿勢

(二) 性行為、わいせつ行為又は性欲に基づく変態的行為であつて、次のいずれかに該当するもの(性器等を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。)

ア 性行為、性行為を明らかに連想させる行為又は性行為に類似する行為

イ 性器等又は胸部を愛ぶる行為

ウ ごつかんその他のりょう辱行為

エ 身体を縛る行為

オ 身体に対して器具を使用する行為

2 条例第十三条第四項第二号の規則で定める場面は、前項各号のいずれかに該当するものを描写した場面とする。

(自動販売機による利用カードの販売の届出)

第十条 条例第十七条の三第一項の規定による販売の届出は、様式第九号による販売届を提出して行うものとする。

2 条例第十七条の三第二項の規定による変更の届出は、様式第十号による変更届を提出して行うものとする。

3 条例第十七条の三第二項の規定による廃止の届出は、様式第十一号による廃止届を提出して行うものとする。

4 条例第十七条の三第三項において準用する条例第十二条の三第三項の規則で定める表示票は、様式第十二号によるものとする。

5 条例第十七条の三第三項において準用する条例第十二条の三第五項の規定による表示票の再交付の申請は、様式第十三号による表示票の再交付申請書を提出して行うものとする。

(青少年でないことを確認する方法)

第十一条 条例第十七条の七第三項に定める青少年でないことを確認する方法は、運転免許証、国民健康保険被保険者証等その質受け又は古物買受け等を申し出た者の年齢を確認することができる資料の提示とする。

(質受け及び古物買受け等の制限)

第十二条 条例第十七条の七第四項に定める保護者の委託を受け又はその承諾を得たと認められる場合は、青少年が、当該青少年の保護者の署名及び押印のある委託又は承諾を証する書類を所持している場合とする。この場合において、質屋又は古物商は、

当該書類の内容に疑義があるときは、その内容について、電話その他保護者の意思を確認できる方法により、保護者に直接確認を行わなければならない。

(青少年の深夜営業施設への立入りの禁止の掲示)

第十三条 条例第二十一条の二第二項の掲示は、様式第十四号によるものとする。

(身分証明書)

第十四条 条例第二十二條第四項に規定する証明書は、同条第一項に規定する職員にあつては様式第十五号の、同条第二項又は第三項に規定する知事が指定した者にあつては様式第十六号のとおりとする。

(推奨等の要請)

第十五条 条例第二十三条の規定による推奨又は指定の要請は、様式第十七号による要請書を提出して行うものとする。

附 則

この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成四年規則第二十二号)

この規則は、平成四年四月一日から施行する。

附 則 (平成七年規則第七十五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年規則第二号)

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年規則第二十二号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成十年規則第十一号)

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

附 則 (平成十年規則第四十五号)

(施行期日)

1 この規則は、平成十年十一月一日から施行する。

(鳥取県事務処理権限規則の一部改正)

2 鳥取県事務処理権限規則(平成八年四月鳥取県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

(次のように)略

附 則 (平成十一年規則第六十九号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十三年規則第二十一号)抄

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十四年規則第六号)

(施行期日)

1 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

2 鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例(平成十三年鳥取県条例第五十八号)附則第二項の規定の適用を受ける者に係る様式第二号及び様式第三号の規定の適用については、これらの規定中、「設置予定年月日」とあるのは、「設置年月日」とする。

附 則 (平成十七年規則第三十六号)

(施行期日)

1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例(平成十七年鳥取県条例第七十五号)附則第三項の適用を受ける者については、この規則の施行の日前においてもこの規則による改正後の鳥取県青少年健全育成条例施行規則様式第六号の表示票を交付するものとする。この場合において、同様式中、「設置予定年月日」とあるのは、「設置年月日」とする。

附 則 (平成二十年規則第二十七号)

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

様式第一号(第三条関係)